

妊婦健診で肝炎ウイルス検査を受けた皆様へ

「肝炎ウイルス検査の結果」を確認しましょう

実は、妊婦健診で「**肝炎ウイルス**」の検査を受けています。
肝炎ウイルスに感染しているかどうか、必ず**結果を確認**しましょう！

Q

妊婦健診の肝炎ウイルス検査の結果は、どうやってわかるのですか？



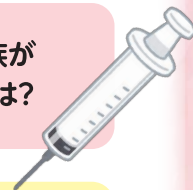
A

母子健康手帳で、検査の記録をご確認ください。妊婦初期に行われる血液検査で、HBs抗原が陽性(+)であった場合は、B型肝炎ウイルスに感染、HCV抗体が陽性(+)であった場合は、C型肝炎ウイルスに感染しています。

自分は大丈夫と思っていても、検査を受けてみると、実は肝炎ウイルスに感染しているということもあります。ママが肝炎ウイルス陽性であれば、出産時に赤ちゃんに感染する母子感染のリスクがありますから、必ず受診し、精密検査を受けましょう。

Q

パパやパートナー、同居の家族が肝炎ウイルス検査を受けるには？



A

パパや同居者に感染予防が必要な場合や、感染している場合があります。心配なら、地域の保健所や委託された医療機関で肝炎ウイルス検査を受検することができます。40歳以上の方は市町村で受検できる場合がありますので、お住まいの地域の保健所や市町村にお問い合わせください。また、職場の健康診断の検査項目に肝炎ウイルス検査が入っている場合もありますので、確認しましょう。

ほかにも、手術前に病院で肝炎ウイルス検査が行われています。

厚生労働省作成：妊産婦向けリーフレット「赤ちゃん・ママ・家族の健康のために「肝炎ウイルス検査の結果」を確認しましょう」より引用

妊婦健診の**肝炎ウイルス検査で陽性**と判定されたときは
肝疾患専門医療機関を受診してください

千葉県肝疾患指定
医療機関はこちら



「千葉県 肝炎 指定」でも検索できます

▶ 精密検査はお近くの医療機関でも受けられますが、助成を受けられるのは肝疾患指定医療機関での検査に限ります。

初回の精密検査には、費用の助成制度が利用できます。

助成制度の詳細は裏面をご覧ください。

初回精密検査費用助成とは

妊婦健診での肝炎ウイルス検査(HBs抗原検査、HCV抗体検査)で陽性と判定された方で、初めて精密検査を受ける方に対し、その費用の助成を行っています。

(文書料、選定療養費等は対象外)



詳しくはこちら「千葉県 肝炎 精密検査」で検索▶▶▶

対象者

千葉県に在住の者で、次の全てに当てはまる方が対象です。

- 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者
- 原則として1年以内に妊婦健診の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された方
※出産後の状況等に鑑み特段の事情がある場合には、最大4年まで請求できます
- フォローアップ事業参加同意書に同意した者
- 知事が指定する指定医療機関において精密検査を受けた者

申請時提出書類

- 肝炎検査費用請求書(上記二次元コードよりダウンロード可)
- 指定医療機関の領収書・原本(レシート不可)
- 指定医療機関の診療明細書
- 妊婦健診時の肝炎ウイルス検査結果の写し
- フォローアップ事業参加同意書(上記二次元コードよりダウンロード可)
- 申請者の住民票(コピー可)
- 助成金振込先金融機関の口座がわかる書類(預金通帳のコピー等)

肝臓相談窓口(肝疾患に関する悩み・不安など)

千葉大学医学部附属病院・千葉県肝疾患相談センター

☎043-226-2717 平日14時～17時

申請窓口・助成制度のお問い合わせ先

千葉県健康福祉部疾病対策課(〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1)

☎043-223-2665



チーバくん